

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、貴金庫との以下の取引に際して、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、また1にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には取引が停止され、または通知によりこの取引が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴金庫に損害賠償請求はせず、いっさい私の責任とします。また、これにより貴金庫に損害を生じさせた場合には、その損害金をお支払いします。

	取引の種類	停止される取引	通知してなされること
表 1	① 当座勘定取引	当座勘定取引	当座勘定の解約
	② 預積金取引	預積金取引	預積金口座の解約
	③ でんさいサービス	でんさいサービス利用	でんさいサービス利用契約の解約
	④ 貸金庫取引	貸金庫の利用	貸金庫契約の解約
	⑤ 夜間金庫取引	夜間金庫の利用	夜間金庫契約の解約
	⑥ 出資金（会員）	会員資格を喪失	
	⑦ 融資取引	申込および審査事務の終了	

1 貴金庫との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 その他

- ① 表Iに掲げる⑥出資金の場合、上記の1のいずれかに該当したときは、定款の規定により会員資格を喪失することを確認します。また、私は、自らもしくは第三者を利用して上記2のいずれかに該当する行為をしたとき、または上記の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、定款の規定により除名となることがあることを確認します。
- ② 前項によりこの預積金が解約され預積金残高がある場合、所定の受取欄（貴金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名捺印して（この通帳又は証書と共に）貴店に提出します。この場合、貴金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることに承諾します。